

## 農作物共済損害評価連合会実測調査要領

(昭和47年3月23日47農経B第467号 農林省農林経済局長通知)

改正	昭和52年10月6日	52農経B第2736号
〃	昭和53年8月7日	53農経B第2342号
〃	昭和60年8月8日	60農経B第2004号
〃	平成元年4月21日	元農経A第409号
〃	平成4年4月22日	4農経B第708号
〃	平成5年7月30日	5農経B第1980号
〃	平成10年10月26日	10農経B第2845号
〃	平成12年6月28日	12農経B第2141号
〃	平成15年5月1日	15経営第343号
〃	平成15年6月30日	15経営第1712号
〃	平成16年6月15日	16経営第1353号
〃	平成19年1月18日	18経営第5563号
〃	平成20年3月31日	19経営第7928号
〃	平成20年12月3日	20経営第4876号
〃	平成23年5月18日	23経営第171号
〃	平成23年9月1日	23経営第1663号
〃	平成25年6月12日	24経営第3791号
〃	平成27年10月1日	27経営第1596号
〃	平成30年6月1日	30経営第568号
〃	令和元年5月24日	元経営第194号
〃	令和2年7月15日	2経営第1047号
〃	令和2年12月25日	2経営第2427号
〃	令和2年12月25日	2経営第2427号
〃	令和4年7月12日	4経営第1127号

○略語とその定義一覧

略語	定義
損害評価要綱	農作物共済損害評価要綱（平成30年5月8日付け30経営第380号農林水産省経営局長通知）
組合等	農業共済組合、共済事業を行う市町村又は共済事業を行う全国連合会
都道府県連合会	都道府県の区域をその区域とする農業共済組合連合会
全国連合会	全国の区域をその区域とする農業共済組合連合会
地方農政局統計部等	地方農政局統計部、北海道農政事務所統計部、沖縄総合事務局農林水産センター及び沖縄総合事務局農林水産部

# 目 次

第1	目 的	1
第2	実 測 筆 数	1
第3	実測筆の抽出	1
第4	刈取り及び脱穀	1
第5	もみすり、調製及び実測単収の決定	6
第6	実測成績の取りまとめ	8
第7	特殊栽培における刈取調査の方法	10
第8	連合会品位判定調査	13
第9	地方農政局統計部等との連絡	18
	書類様式目録	19

# 第 1 目 的

この要領は、損害評価要綱に基づき、水稻、陸稻及び麦の損害評価に当たつて、都道府県連合会の実施する実測による調査（以下「実測調査」という。）及びその取りまとめの方法を定めたものであり、農作物共済の損害評価が適正かつ円滑に行われることを目的とする。

## 第 2 実 測 筆 数

実測調査を実施する筆（以下「実測筆」という。）の数は、組合等ごと及び連合会抜取調査単位（損害評価要綱第 2 章第 2 節第 2 の 1 の連合会抜取調査単位をいう。以下同じ。）ごとに、半相殺方式、全相殺方式又は水稻の品質方式について 24 筆を基準とし、引受け及び被害の実態に応じて増減することとし、減じる場合は被害申告筆数の 1 割（その数が 3 筆未満となるときは 3 筆）を下限とする。

ただし、連合会抜取調査単位を共済目的の種類ごととした場合の実測筆数の基準は、24 筆とする。

## 第 3 実測筆の抽出

損害評価要綱第 2 章第 3 節第 2 の 1 の（1）による。ただし、実測筆として抽出された筆が既に刈取られていた場合には悉皆調査による野帳の通し番号の次の筆（又は、現地での最寄りの被害筆）を実測筆とする。また、実測筆として抽出された筆の面積が著しく小さいもの及びうね落とし栽培等で筆の利用面積の割合が小さいものについては、これに準じて取り扱つて差し支えない。

## 第 4 刈取り及び脱穀

実測調査は、鎌等の器具により刈取つた試料を乾燥・調製して実測単収を算定する方法（以下「手刈り実測」という。）又は自脱型コンバイン（農業機械化促進法（昭和 28 年法律第 252 号）第 7 条に基づく型式検査に合格した型式に係る自脱型コンバインで一定の大きさの袋にもみを収納するものに限る。以下「コンバイン」という。）により刈取つた試料を乾燥・調製して実測単収を算定する方法（以下「コンバイン実測」という。）のいずれかにより行う。

ただし、コンバイン実測は、水稻について次の全ての要件を満たす場合に限り行うことができるものとする。

- ① 実測調査を実施しようとする筆は、確定測量（土地改良事業等の工事後の一筆地の辺長及び境界点の位置を定め、これを現地に標示して一筆地の形状及び面積を確定する作業をいう。以下同じ。）が行われており、確定測量後当該筆の形態に変化がないこと。
- ② 当該筆の全体に水稻が作付けられ、かつ、そのすべてがコンバインによつて収穫されること。

### 1 手刈り実測

#### (1) 刈取り

##### ア 正条植の場合

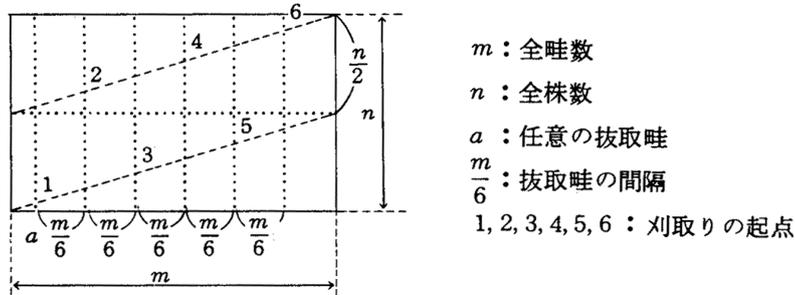
##### (ア) 刈取箇所の選定及び刈取り

① 刈取りは10株6箇所（60株）刈りとする。

ただし、作柄が均一のは場の刈取りは、20株3箇所（60株）刈りとして差し支えない。

刈取畦は、次図に示すように任意系統的に6畦を選ぶ。

次に筆を2区に分け、それぞれの区において対角線を引き、先に選定した刈取畦との交点のうち6箇所（次図の1から6まで）を刈取りの起点として、同一方向に向かつて1箇所当たり10株、合計60株を刈取る。



ただし、同一方向において刈取る株数が不足するときは、他方に延長して（その畦で不足する場合は、次の畦に続ける。）所要の株数を刈取る。

20株3箇所（60株）刈り及び不整形ほ場における刈取箇所の選定は、これに準じて行う。

② 機械植において枕地のある場合の刈取りは、刈取りの起点が枕地に当たった場合又は刈取りの起点が枕地に当たらなくても刈取り株が枕地に掛る場合には図1から図3までの刈取り方法による（刈取り株は、枕地の畦と枕地以外の株とが隣接している株を除外すること。）。

図1 刈取箇所の選定及び刈取り

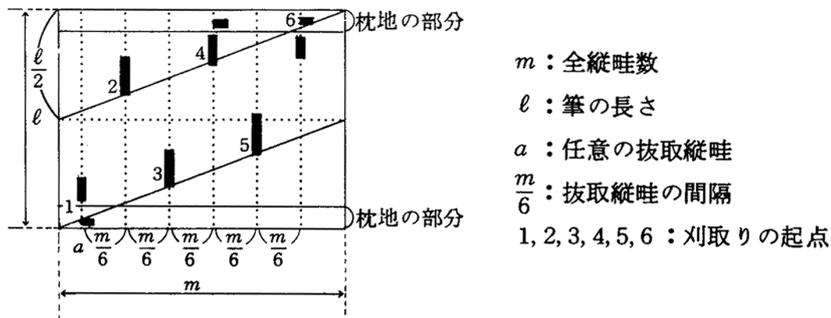


図2 刈取りの起点が枕地に当たった場合

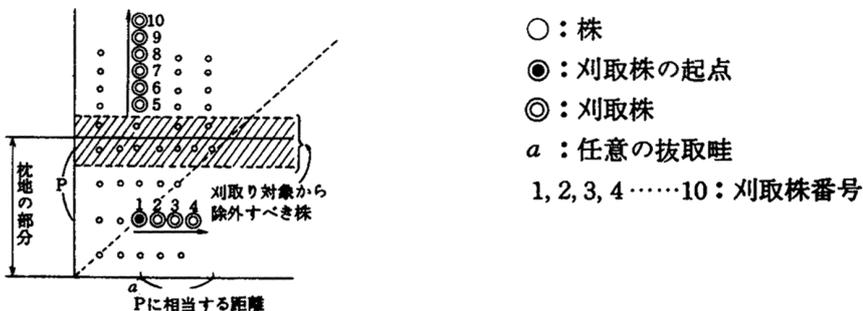
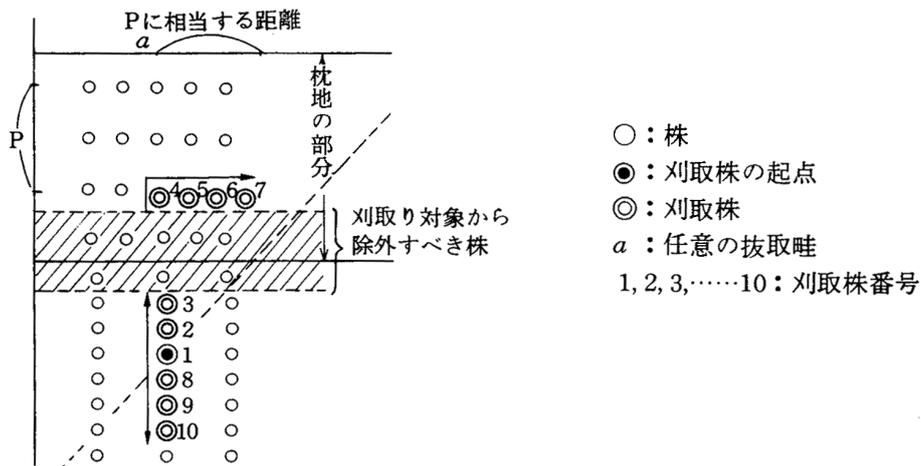


図3 刈取株が枕地に掛かる場合



(イ) 畦巾及び株間の測定

- ① 第1、第3及び第5番目の刈取株の起点を起点として、同一方向に向かつて11畦間、11株間の距離を測定し、1畦当たり畦巾及び1株当たりの株間を求める（測定は、第1番目の畦の中心から第11番目の畦の中心までの距離及び第1番目の株の中心から第11番目の株の中心までの距離を測る。）。
- ② 機械植において、刈取りの起点が枕地に当たった場合は、(ア)の②の図2の刈取株のうち枕地の部分の刈取株を除いた第1番目の刈取株（図2の◎5の刈取株）を起点とし、①の方法に準じて測定する。

イ 条まき及び並木植の場合

(ア) 刈取箇所の選定及び刈取り

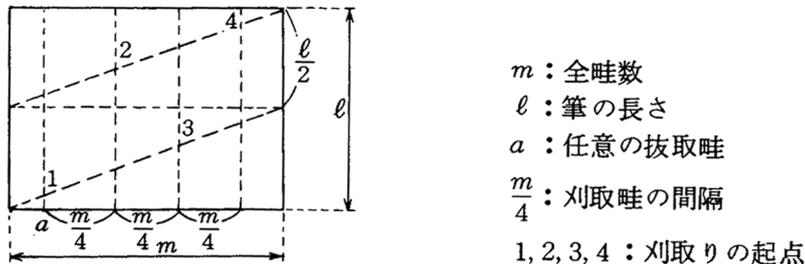
刈取りは1m間畦長の4箇所（4m）刈りとする。

ただし、作柄が著しく不均一で4箇所刈りでは不十分なときは、1m間畦長の8箇所（8m）刈りを行う。

刈取り畦は次図に示すように任意系統的に4畦を選ぶ。

次に筆を2区に分け、それぞれの区において対角線を引き、先に選定した刈取畦との交点のうち4箇所（次図の1から4まで）を刈取りの起点として、同一方向に向つて1箇所当たり1m間の畦長を刈取る。

ただし、同一方向において刈取る畦長が不足するときは、他方に延長して（その畦で不足する場



合は、次の畦に続ける。) 所要の畦長を刈取るものとする。

(イ) 畦巾の測定

第1及び第3の刈取株の起点を起点として、同一方向に向つて6畦間の長さを測定し、1畦当たりの畦巾を求める。測定は、第1番目の畦の中心から第6番目の畦の中心までの距離を測るものとする。

ウ 不整規まき及び不整規植の場合

(ア) 刈取箇所を選定及び刈取り

刈取りは、1平方m 4箇所（4平方m）円形刈りとする。

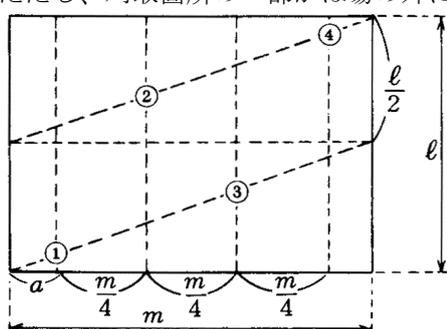
ただし、作柄が著しく不均一で4箇所刈りでは不十分なときは、1平方m 6箇所（6平方m）円形刈りを行う。

刈取り箇所は、次のように選定する。

① 調査ほ場に排水溝があり、ほ場内に立入れる場合

- a 調査ほ場の1辺上に次図に示すように任意系統的に4地点を選ぶ。
- b 筆を2区に分け、それぞれの区において対角線を引き、先に選定した地点から垂線との交点のうち4箇所（次図の1から4まで）を中心として、円形刈取機で1箇所1平方m（半径の長さ56.4cm）を刈取るものとする。

ただし、刈取箇所の一部がほ場の外に出るときは、刈取箇所を移動して刈取るものとする。

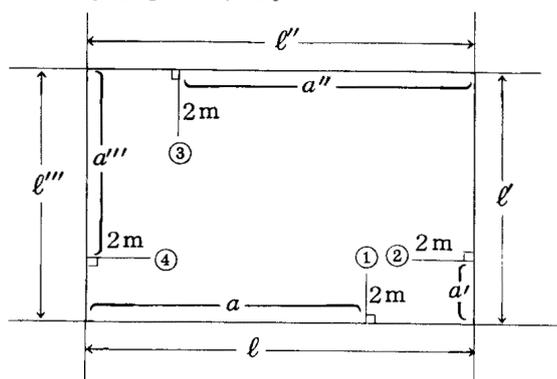


$m$  : 筆の巾  
 $l$  : 筆の長さ  
 $a$  : 任意の長さ  
 ①, ②, ③, ④ : 刈取りの中心点

② 調査ほ場に排水溝がなく、ほ場内に立入ることが困難な場合

- a 調査ほ場の周辺の各辺の長さ  $l$ 、 $l'$ 、 $l''$ 及び $l'''$ をメートル単位で測定し、次図に示すように各辺の長さに応じた  $a$ 、 $a'$ 、 $a''$ 及び $a'''$ の4地点を任意に選ぶ。
- b それぞれの地点から垂線を立て各辺から2m入った地点を中心として、円形刈取機で1箇所1平方m（半径の長さ56.4cm）を刈取るものとする。

ただし、刈取箇所の一部がほ場の外へ出るとき又は刈取箇所が重複するときは刈取箇所を移動して刈取るものとする。



$l$ 、 $l'$ 、 $l''$ 、 $l'''$  : 筆の各辺の長さ  
 $a$ 、 $a'$ 、 $a''$ 、 $a'''$  : 任意の長さ  
 ①, ②, ③, ④ : 刈取りの中心点

エ その他の特殊栽培の場合

アからウまでに準じて実施するが、株まき、がん木栽培その他の特殊栽培の場合の調査方法は、第8の特殊栽培における刈取調査の方法による。

なお、必要に応じ、地方農政局統計部等の指導を受けて行う。

オ 刈取り方法

刈取り方法は、穂頸より摘み取る摘穂又は普通刈りとする。

## (2) 脱穀及び乾燥

刈取り後、摘穂の場合は生穂重を、普通刈りの場合は現地で小型脱穀機等により脱穀し、わらくず等又は麦かん等のきよう雑物を除いた未調製生もみ重又は未調製生全麦重を測定する。

乾燥後、水、陸稲については、未調製乾燥もみ重を測定する。麦については、摘穂の場合は、乾燥穂重を測定後、脱ぼう機で脱粒して未調製乾燥全麦重を測定し、普通刈りの場合は未調製乾燥全麦重を測定する。

## 2 コンバイン実測

### (1) 整袋の抽出等

ア 整袋（通常収納される量のもみが収納されているコンバイン袋をいう。以下同じ。）の数及び端袋（もみが収納されているコンバイン袋のうち整袋以外のものをいう。以下同じ。）の数を確認し任意系統的に整袋の中から9袋（ただし、整袋が9袋以下の場合は、全袋）を抽出する。

イ 抽出した整袋、すべての端袋及び任意に1袋抽出した風袋（もみが収納されていないコンバイン袋をいう。以下同じ。）の重量を測定し、次式により未調製全生もみ重を算定する。

$$\text{未調製全生もみ重} = (\text{整袋の数} \times \frac{\Sigma \text{抽出した整袋の重量}}{\text{抽出した整袋の数}} + \Sigma \text{端袋の重量})$$

－（風袋1袋の重量×整袋数及び端袋数の合計）

### (2) 乾燥

ア (1)のアにより抽出した整袋のそれぞれから検棒等を用いてその合計が約4kg以上になるように均一にもみを採取する。

イ 採取したもみを均分器で均分して約2kgの未調製生もみを1点採り、未調製生もみ重を測定する。

ウ 未調製生もみを乾燥した後未調製乾燥もみ重を測定する。

## 第5 もみすり、調製及び実測単収の決定

### 1 水、陸稲

実測した全筆について、次の方法により未調製乾燥もみを調製して得た玄米の重量から実測単収を決定する。

ただし、飼料用米及びバイオ燃料用米については、水稻の穀実（玄米）の全量（飼料用米及びバイオ燃料用米として流通することとなる粗玄米）から実測単収を決定する。

また、飼料用米及びバイオ燃料用米の実測単収は、手刈実測の場合又は総合調製選別機等の使用による場合は、実測した筆について未調製乾燥もみを調製して得た粗玄米重に単当換算係数を乗じたものとし、コンバイン実測の場合は（3）のイの単当未調製全生もみ重に粗玄米重歩合を乗じたものとする。

#### （1）もみすり

各筆ごとに未調製乾燥もみの全量をもみすりして、粗玄米重を測定する。もみすり後、粗玄米のほかになおもみが混つているときには、もみを分離して改めてもみすりする。

#### （2）縦目ふるい選

ア 粗玄米全量を均分器で均分して約200グラム（粗玄米全量がそれに満たないときは全量）の試料を1点採り、次により縦目ふるい選を行う。

イ 試料を縦目ふるい（2.2mmから0.1mm又は0.05mm刻みでエの基準段までの段及び基準段より0.1mm又は0.05mm下の段及び底）の最上部の段に入れ、振とう機にかけ、電動機（ $\frac{1}{2}$  HP）により1分間400回転で5分間振とうする。

ただし、粒張りが悪く、被害粒、未熟粒等のくず米の混入が多い試料については、8分間振とうする。

ウ 選別された試料について、エに定める基準段以上の段に選別されたものを玄米とし、基準段より下の段及び底に選別されたものをくず米として、玄米重及びくず米重を測定する。

エ 基準段は以下のとおりとする。

##### a 水稻

都道府県ごとに、農林水産統計における「水稻における農家等が使用した選別ふるい目幅の分布」を元に算出した、対象期間（基準年産の前々年産以前の5年間）における農家等の使用割合の平均値が最も高いふるい目幅

なお、基準年産は、令和3年産から3年ごとに更新した年産とする。

##### b 陸稲

1.7mm目

#### （3）実測単収の決定

##### ア 手刈実測の場合

実測単収は、単当粗玄米重（粗玄米重に単当換算係数を乗じて得た重量をいう。以下同じ。）に縦目ふるい基準段以上の段に選別された玄米の玄米重歩合（玄米重の粗玄米重に対する割合をいう。以下同じ。）を乗じて求める。

##### イ コンバイン実測の場合

実測単収は、単当未調製全生もみ重（未調製全生もみ重を引受面積で除し、10を乗じて得た重量を

いう。以下同じ。)に粗玄米重歩合(粗玄米重の未調製生もみ重に対する割合をいう。以下同じ。)及び縦目ぶるい基準段以上の段に選別された玄米の玄米重歩合を乗じて求める。

(4) 総合調製選別機等の使用による実測単収の決定

総合調製選別機等(脱穀、(1)のもみすり及び(2)の玄米の選別の作業を一体的に行うことが可能な総合調製選別機並びに総合調製選別機と同様の作業が可能であり、調製機と選別機に分離することが可能な機具をいう。以下同じ。)の使用により実測単収を決定する場合にあつては、(1)から(3)までの規定にかかわらず、次の方法により行うものとする。

ア 使用方法

総合調製選別機等の仕様書に従い、各筆ごとに未調製乾燥もみの全量について、脱穀、もみすり並びに玄米及びくず米の選別を行う。

イ 実測単収の決定

実測単収は、単当粗玄米重に基準段以上の玄米の受口に選別された玄米の玄米重歩合を乗じて求める。

2 麦

(1) 小麦、6条大麦、2条大麦及びはだか麦

ア 縦目ぶるい選の使用による実測単収の決定

実測筆ごとに、脱粒又は脱ぼうした未調製乾燥全麦を軽く唐み選して、殻、ぼう、穂心及び不稔粒等のきよう雑物を除いて得られた全粗麦量を均分器で均分して約200グラム(全粗麦量がそれに満たないときは全量)の試料を1点採り、次により選別する。

試料を、縦目ぶるい(小麦は、2.8mm-2.6mm-2.4mm-2.2mm-2.1mm-2.0mm-1.9mm-底、6条大麦は、2.6mm-2.4mm-2.2mm-2.0mm-1.9mm-1.8mm-1.7mm-底、2条大麦は、2.8mm-2.6mm-2.4mm-2.2mm-2.1mm-2.0mm-1.9mm-底、はだか麦は、2.4mm-2.2mm-2.0mm-1.9mm-1.8mm-1.7mm-1.6mm-底)の最上部の段に入れ、振とう機にかけて、電動機( $\frac{1}{2}$ HP)で9分間振とうする。

選別された試料について、小麦は、2.0mm目以上の段に選別されたものを上麦とし、1.9mm目の段及び底に選別されたものをくず麦とする。6条大麦は、1.8mm目以上の段に選別されたものを上麦とし、1.7mm目の段及び底に選別されたものをくず麦とする。2条大麦は、2.0mm目以上の段に選別されたものを上麦とし、1.9mm目の段及び底に選別されたものをくず麦とする。はだか麦は、1.7mm目以上の段に選別されたものを上麦とし、1.6mm目の段及び底に選別されたものをくず麦とする。それぞれについて上麦重を測定し、単当換算を行つて実測単収とする。

イ 総合調製選別機等の使用による実測単収の決定

総合調製選別機等の使用により実測単収を決定する場合にあつては、アにかかわらず、次の方法により行うものとする。

(ア) 使用方法

総合調製選別機等の仕様書に従い、各筆ごとに未調製乾燥全麦の全量について、唐み選、脱芒並びに上麦及びくず麦の選別を行う。

(イ) 実測単収の決定

実測単収は、小麦にあつては2.0mm目以上、6条大麦にあつては1.8mm目以上、2条大麦にあつては2.0mm目以上、はだか麦にあつては1.7mm目以上の上麦の受口に選別された上麦重を測定し、単当換算を行つて実測単収とする。

(2) えん麦

脱粒した未調製乾燥全麦を小型三口唐みによつて、回転数及び仕切板を調節しながらおおむね下表の上麦基準に該当するように選別する。この場合、唐み第1番口に選別されたものは、上麦とし第3番口に選別されたものはくず麦とする。第2番口に選別されたものは、さらに第1番口と第2番口で1回以上選別して上麦とくず麦とに分ける。

唐み選による上麦基準

	1 ℓ 当 たり 重 量 基 準	水 分 含 量	整 粒 歩 合
えん麦	400 g	16.0 %以内	50 %以上

## 第6 実測成績の取りまとめ

調査項目及び調査方法は、次のとおりである。

### 1 水、陸稲

#### (1) 手刈実測の場合

	調 査 項 目	説 明 及 び 調 査 方 法	
刈 取 り ・ 乾 燥	①未調製生もみ重 (g)	60株 (又は4 m間畦長若しくは8 m間畦長又は4 平方m若しくは6 平方m) 分を刈取り、現地で脱穀して、わらくずその他のきよう雑物を除いてひよう量する。	
	②未調製乾燥もみ重 (g)	未調製生もみを十分乾燥してひよう量する。	
も み す り ・ 調 製 ・ 実 測 単 収 の 決 定	③粗玄米重 (g)	未調製乾燥もみの全量についてもみすりし、ひよう量する。	
	④単当粗玄米重 (kg)	(③×単当換算係数) により求める。	
	縦 目 ぶ る い 選	⑤ふるいにかけた粗玄米重 (g)	③の粗玄米を均分器で均分して約200 g の試料を採りひよう量する。
		⑥玄米重 (g)	縦目ふるいで基準段以上の段に選別されたものをひよう量する。
		⑦玄米重歩合	(⑥÷⑤) により求める。
	⑧実測単収 (kg)	(④×⑦) により求める。	
	⑨単当くず米重 (kg)	(④－⑧) により求める。	

(注) ⑦欄は、小数点以下第4位を四捨五入して第3位とする。

#### (2) コンバイン実測の場合

	調 査 項 目	説 明 及 び 調 査 方 法
刈 取 り ・ 乾 燥	①未調製全生もみ重 (kg)	整袋の重量と端袋の重量の合計から、風袋の重量を差引いた重量とする。
	②単当未調製全生もみ重 (kg)	(①÷引受面積×10) により求める。
	③未調製生もみ重 (g)	整袋から採取した生もみを均分器で均分して約2 kg の試料を採りひよう量する。
	④未調製乾燥もみ重 (g)	未調製生もみを十分乾燥してひよう量する。

もみすり・調製・実測単収の決定	⑤粗玄米重 (g)	未調製乾燥もみをもみすりし、ひよう量する。	
	⑥粗玄米重歩合	(⑤÷③) により求める。	
	縦目 ふるい選	⑦ふるいにかけた粗玄米重 (g)	⑤の粗玄米を均分器で均分して約200gの試料を採りひよう量する。
		⑧玄米重 (g)	縦目ふるいで基準段以上の段に選別されたものをひよう量する。
	⑨玄米重歩合	(⑧÷⑦) により求める。	
⑩実測単収 (kg)	(②×⑥×⑨) により求める。		

(注) ⑥及び⑨欄は、小数点以下第4位を四捨五入して第3位とする。

(3) 総合調製選別機等の使用による実測単収の決定

	調査項目	説明及び調査方法
刈取り、乾燥	①未調製生もみ重 (g)	60株 (又は4m間畦長若しくは8m間畦長又は4平方m若しくは6平方m) 分を刈取り、現地で脱穀して、わらくずその他のきよう雑物を除いてひよう量する。
	②未調製乾燥もみ重 (g)	未調製生もみを十分乾燥してひよう量する。
もみすり、調製、実測単収の決定	③玄米重 (g)	総合調製選別機等の基準段以上の玄米の受口に出たものをひよう量する。
	④くず米重 (g)	総合調製選別機等の基準段未満のくず米の受口に出たものをひよう量する。
	⑤粗玄米重 (g)	(③+④) により求める。
	⑥玄米重歩合 (%)	(③÷⑤×100) により求める。
	⑦単当粗玄米重 (kg)	(⑤×単当換算係数) により求める。
	⑧実測単収 (kg)	(⑦×⑥) により求める。
	⑨単当くず米重 (kg)	(⑦-⑧) により求める。

(注) ⑥欄は、小数点以下第4位を四捨五入して第3位とする。

2 麦

(1) 縦目ふるい選の使用による実測単収の決定

	調査項目	説明及び調査方法		
刈取り・乾燥	① 生穂重(未調製生全麦重) (g)	4m間畦長若しくは8m間畦長又は4平方m若しくは6平方m分を摘穂してひょう量する。刈取りの場合は、脱穀してきょう雑物を除いた未調製生全麦重をひょう量する。		
	② 乾燥穂重(未調製乾燥全麦重) (g)	生穂又は未調製生全麦を十分乾燥してひょう量する。		
調製・実測単収の決定	③ 粗麦重 (g)	乾燥穂は、脱粒(6条大麦、2条大麦は脱ぼう)し、未調製乾燥全麦を軽く唐み選してひょう量する。		
	④ 単当粗麦重 (kg)	(③×単当換算係数)により求める。		
	縦目ぶるい選	⑤ ふるいにかけた粗麦重 (g)	③を均分器で均分し、約200gの試料を採りひょう量する。	
		⑥ 上麦重 (g)	縦目ぶるいで小麦2.0mm目以上、6条大麦1.8mm目以上、2条大麦2.0mm目以上、はだか麦1.7mm目以上の段に選別されたものをひょう量する。	
		⑦ 上麦重歩合	(⑥÷⑤)により求める。	
	⑧ 実測単収 (kg)	(④×⑦)により求める。		
	⑨ 単当くず麦重 (kg)	(④-⑧)により求める。		
	えん麦	唐み選	⑩ 上麦重 (g)	乾燥穂は、脱粒し、未調製乾燥麦を唐み選により選別してひょう量する。
			⑪ くず麦重 (g)	唐み選により選別されたものをひょう量する。
		⑫ 実測単収 (kg)	(⑩×単当換算係数)により求める。	
⑬ 単当くず麦重 (kg)		(⑪×単当換算係数)により求める。		

(2) 総合調製選別機等による実測単収の決定

	調査項目	説明及び調査方法
刈取り・乾燥	① 生穂重(未調製生全麦重)	4m間畦長若しくは8m間畦長又は4平方m若しくは6平方m分を摘穂してひょう量する。刈取りの場合は、脱穀してきょう雑物を除いた未調製乾燥全麦をひょう量する。
	② 乾燥穂重(未調製乾燥全麦重) (g)	生穂又は未調製生全麦を十分乾燥してひょう量する。
調製・実測単収の決定	③ 上麦重 (g)	総合調製選別機等の小麦2.0mm目以上、6条大麦1.8mm目以上、2条大麦2.0mm目以上、はだか麦1.7mm目以上の上麦の受口に出たものをひょう量する。
	④ くず麦重 (g)	総合調製選別機等の小麦2.0mm目未満、6条大麦1.8mm目未満、2条大麦2.0mm目未満、はだか麦1.7mm目未満のくず麦の受口に出たものをひょう量する。
	⑤ 粗麦重 (g)	(③+④)により求める。
	⑥ 上麦重歩合 (%)	(③÷⑤×100)により求める。
	⑦ 単当粗麦重 (kg)	(⑤×単当換算係数)により求める。
	⑧ 単当収量 (kg)	(⑦×⑥)により求める。
	⑨ 単当くず麦重 (g)	(⑦-⑧)により求める。

## 第7 特殊栽培における刈取調査の方法

### 1 株まきにおける刈取箇所決定方法

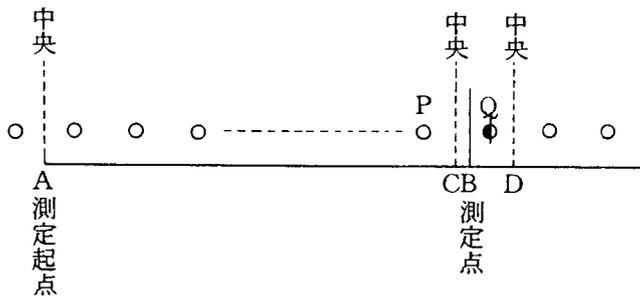
刈取起点を株間の中央に定め（A点）、その起点から1 m間畦長を測定して（第4の1の（1）のイの（ア）による。）一畝の刈取りの終点（B点）を定め、その位置に基づいて次により刈取箇所を決定する。ただし、刈取りの実施に当たっては、作柄の不均一でない限り2畦分の端数をまとめて、第2畦又は第4畦のQ株（図参照）から刈取ることができる。

(1) B点が株間の中央にきた場合

A、B間の全部の株を刈取る。

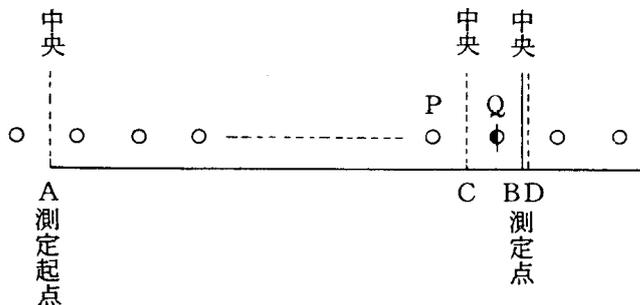
(2) B点が一番近い株Q株が刈取方向の外側にある場合

CD、CB間の距離を測定して、Q株の全茎数の $\frac{CB}{CD}$ に当たる部分を手前の茎から数えて刈取る。



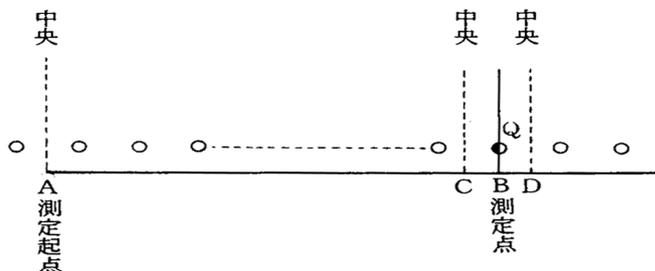
(3) B点が一番近い株Q株が刈取方向の内側にある場合

Q株の全茎数の $\frac{CB}{CD}$ に当たる部分を手前の茎から数えて刈取る。



(4) B点が株の上に落ちた場合

B点が落ちたところの株をQ株とし、Q株の全茎数の $\frac{CB}{CD}$ に当たる部分を手前の茎から数えて刈取る。



(附) 多条株まきについては、上に準じて（要すれば条ごとに）これらの測定を行う。ただし、刈取りに当たっては、特に作柄が不均一でない限り、数条分の端数をまとめて一つの条の株から刈取る。

## 2 横がん木栽培の調査方法

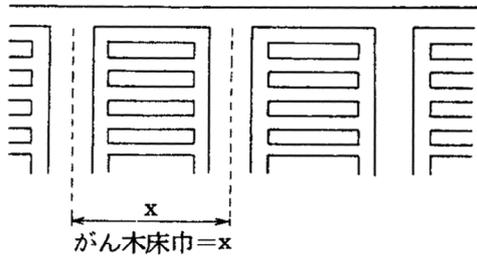
(1) 調査箇所の選定

がん木床を普通栽培の畦とみて、まず、任意系統的にがん木床を四つ選ぶ。次に、調査ほ場に対角線

を引き、先に選定したがん木床との交点において、その交点が最も中央に近い条を刈取条として選定する（4箇所4条刈り）。

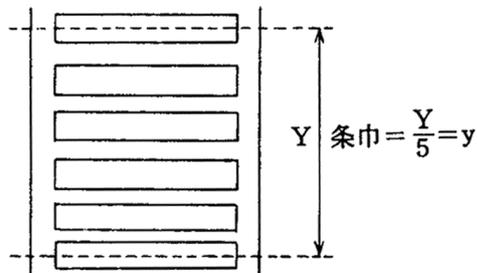
(2) がん木床巾の測定

調査するがん木床（4箇所）のうち第1及び第3に当たるがん木床の両側の水路の中間線間の距離を測定してがん木床巾とする。なお、種々の計算に際しては、がん木床巾は、普通栽培の畦巾に相当するものとする。



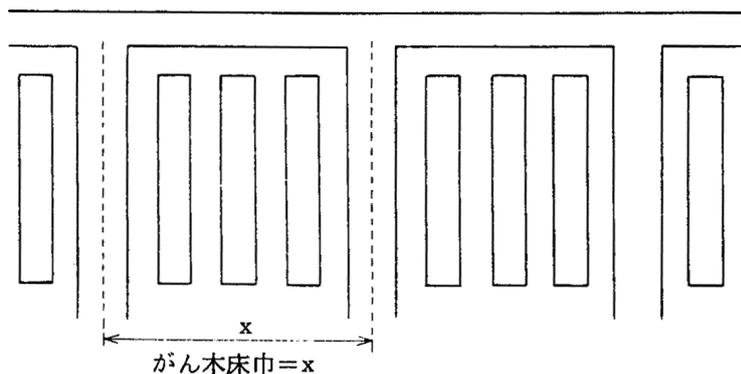
(3) 条巾の測定

普通栽培における畦巾の測定に準じ、(2)の調査がん木床（第1及び第3）において、調査する条より6条間の長さを測り、その平均をもつて条巾とする。種々の計算に際しては、条巾は普通栽培の株間に相当するものとする。



3 縦がん木栽培の調査方法

がん木床巾を普通栽培の畦とみて、平畦多条栽培に準じて行う。ただし、がん木床巾の測定は、横がん木栽培に準ずる。



4 うね落とし栽培の調査方法

畦巾の測定及び刈取箇所の選定は普通栽培に準じ、刈取りは1m間畦長4箇所（4m）刈りとする。

5 大規模ほ場の調査方法

規模の著しく大きいほ場（おおむね30a以上）については、次により調査を行う。

(1) 被害状況等により2から5階層までに筆内を区分するものとする。ただし、ほ場内の作柄が均一な場合には、この区分は行わなくてよい。

(2) 畦巾、株間の測定

(1)の区分による階層(1)の区分を行わないほ場にあつては、ほ場)ごとに第4の1又は本項1から4まで及び6に準じ畦巾、株間を測定する。

### (3) 刈取箇所数

刈取箇所数は(1)の区分による階層ごとに3から6箇所まで(1)の区分を行わないほ場については10箇所以上)とする。

なお、箇所ごとの刈取りは、第4の1又は本項1から4まで及び6に準じて行うこととする。

### (4) (1)の区分をしたほ場の実測調査野帳の取扱い

(1)の区分を行った場合には、ほ場ごとの野帳のほか、その区分による階層ごとの野帳をもあわせ作成保管するものとする。この場合には、ほ場ごとの野帳にはⅢ欄及びⅣ欄(「実測単収」及び「単当くず米(麦)重」欄を除く。)以外の欄について、ほ場全体の調査結果を記入し、「実測単収」及び「単当くず米(麦)重」欄には、(1)の区分による階層ごとの数量を、それぞれの引受面積により加重平均したものを記入し、なお、裏面にその階層区分の略図及び階層別面積の算出基礎を記入するものとし、(1)の区分による階層ごとの野帳には、記入欄中「地名、地番」欄、「引受面積」欄(ほ場の面積を(1)の区分による階層ごとの畦数により按分する等の方法により求めた階層ごとの面積とする。)、Ⅲ欄及びⅣ欄についてのみ記入するものとする。

## 6 その他

(1) 横がん木栽培の床巾の広いものは、平畦栽培として取り扱う。

(2) 縦がん木栽培においてがん木床上の条数の多いものは、平畦栽培として取り扱う。

(3) 広巾まきにおける畦巾の測定は、刈取点において1畦分のみ測定して差し支えない。

## 第8 連合会品位判定調査

### 1 試料の抽出

連合会品位判定調査に係る試料は、実測筆として抽出された筆ごとに、第5の1の(2)のウ又は同(4)のイにより選別された玄米から200グラム抽出したものを試料とする。

ただし、種子水稻もみの連合会品位判定調査に係る試料については、実測筆として抽出された筆ごとの未調製乾燥もみを均分機で均分して1.5キログラム抽出したものを試料とする。

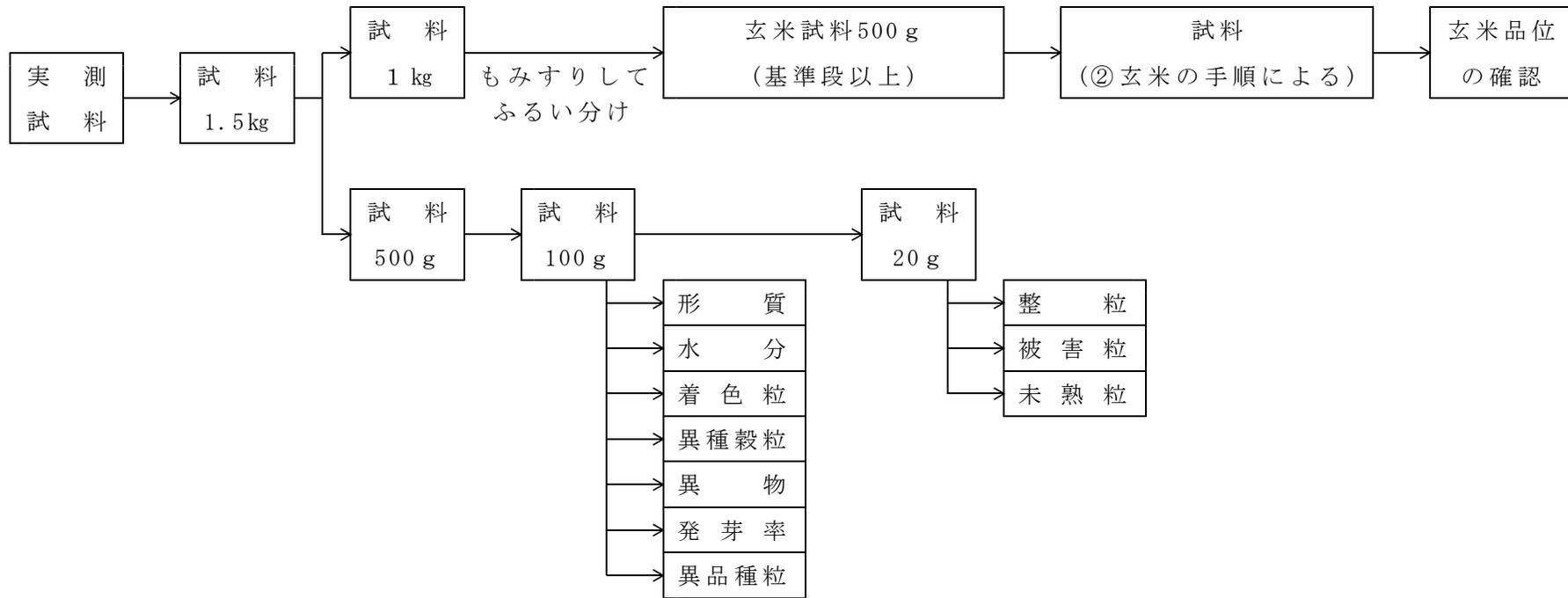
### 2 品位の判定

(1) 品位判定は、1の試料ごとに、3の品位判定基準について、視覚、触覚、臭覚及び聴覚を用いて行うものとする。

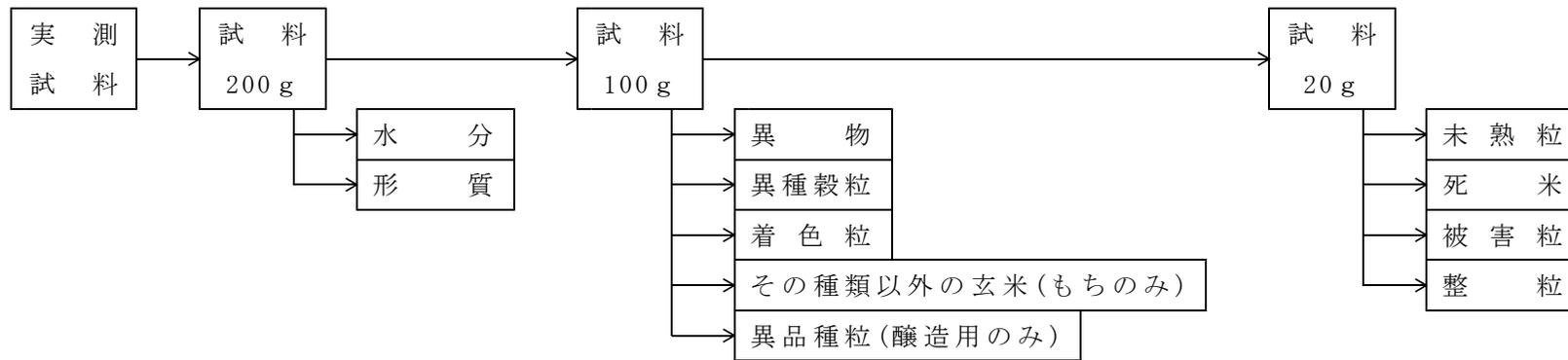
また、種子水稻もみにあつては、もみすりして得られた玄米試料についても分析等を行い、その玄米の品位について確認するものとする。

ただし、(6)の③から⑦までについて、これにより適正な品位判定を行うことができないと認められる場合には、各項目ごとの分析機器を使用した所定の計測方法により行うものとする。なお、この分析による場合には、1の試料を用いて、種子水稻もみにあつては①、玄米にあつては②により行うものとする。

① 種子水稻もみ



② 玄米



- (2) 種子水稻もみに係る品位判定のうち、種苗法（平成10年法律第83号）第61条第1項の規定に基づき農林水産大臣が定める基準に定められた事項に係る品位判定は、当該基準に適合することを証する書類により行う。
- (3) 品位判定は、日光の直射及び物体の反射光線の影響を受けない条件の下で行うものとする。
- (4) 被害粒等については、農産物検査に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第213号農林水産省総合食料局長通知）別紙5のⅢ「国内産農産物の被害粒等の取扱いについて」に基づき判定するものとする。
- (5) 3の品位判定基準に定める数値が、整数の場合は小数点以下第1位の数値を、小数点以下nけたの場合は(n+1)けた目の数値を四捨五入する。
- (6) 品位判定を行う順序及び方法は、次のとおりとする。また、品位判定に当たっては、その地域において生産される米の品種及びその特性を十分把握し、原則としてカルトン又は見取箱を使用して行うものとし、試料を十分混合して行うものとする。

なお、品位判定を行う米の品種については、あらかじめ野帳から把握するものとするが、異品種粒の混入が認められないことを視覚により確認しておくものとする。この場合、必要に応じ、各組合員等の種子更新、品種ごとの作付状況等の品種関連情報を農業協同組合等関係機関から情報を入手する等して、的確に行うものとする。

① 形質

試料について、その構成している整粒、未熟粒の形質がいずれの等級に該当するものであるかを標準品との比較により行う。

② 色

種子水稻もみ及び醸造用玄米の試料について、その品種の固有の色を保持しているか否かについて行う。

③ 発芽率

種子水稻もみの試料について、整粒の形質、色及び調製の程度について行う。

なお、分析機器を使用する分析は、農産物検査法施行規則第6条第2項及び第8条第2項の規定に基づく農林水産大臣が定める標準計測方法（平成13年3月14日農林水産省告示第332号。以下「標準計測方法」という。）第2の2に規定するもみの発芽率の分析方法に準じて行うものとする。

④ 整粒

試料について、整粒の割合（全量に対する重量比（％））について行う。

なお、分析機器を使用する分析は、試料を20グラムに縮分した上で、被害粒、未熟粒、異種穀粒及び異物を除いた重量を0.1グラム単位まで計測の上、全量に対する重量比（％）を求める方法により行う。

⑤ 被害粒、死米、着色粒、異種穀粒、異物

試料について、それぞれの項目別にその割合（全量に対する重量比（％））について行う。

なお、分析機器を使用する分析は、被害粒、死米にあつては、試料を20グラムに縮分した上で、着色粒を除く被害粒、死米を手よりして、それぞれの項目別に重量を0.1グラム単位まで計測の上、全量に対する重量比（％）を求め、着色粒、異種穀粒、異物にあつては、試料を100グラムに縮分した上で、着色粒、異種穀粒、異物を手よりして、それぞれの項目別に重量を0.1グラム単位まで計測の上、全量に対する重量比（％）を求める方法により行う。

⑥ 異品種粒

種子水稻もみの試料については、異品種粒の割合（全量に対する重量比（％））又は有無について、醸造用玄米の試料については、異品種粒の混入の有無について行う。

なお、分析機器を使用する分析は、試料を100グラムに縮分した上で、異品種粒を手よりして、その重量を0.1グラム単位まで計測の上、全量に対する重量比（％）を求める方法により行う。

#### ⑦ 水分

試料を抜き取る際の穀刺のすべり具合、試料をカルトン又は見取箱に入れるときの音、試料を掌に取ったときの触感、試料を握ったときの感触及び色沢等により行う。

なお、分析機器を使用する分析は、標準計測方法第2の1の（1）に規定する105℃乾燥法により行うものとする。

### 3 品位判定基準

#### （1）もみ（種子水稻もみ）

品位	最低限度			最高限度			色
	発芽率 (%)	整粒 (%)	形質	水分 (%)	被害粒 (%)	異物 (%)	
合格	90	90	標準品	15.5	0.5	0.2	品種固有の色

（注）1. 種子水稻もみにおける異種穀粒及び異品種粒の混入限度

（1）異なる品種を交配した一代雑種の種子水稻もみにあつては、異種穀粒が混入してはならず、かつ、異品種粒が2％を超えて混入してはならない。

（2）原種として生産された雄性不稔系統の種子水稻もみにあつては、異種穀粒が混入してはならず、かつ、異品種粒が1％を超えて混入してはならない。

（3）（1）及び（2）に掲げる種子水稻もみ以外の種子水稻もみにあつては、異種穀粒及び異品種粒が混入してはならない。

2. 表中の語句の定義は、次のとおり。

（1）百分率—全量に対する重量比をいう。ただし、発芽率の場合を除く。

（2）整粒—被害粒、未熟粒、異種穀粒及び異物を除いた粒をいう。

（3）形質—充実度、質の硬軟、粒ぞろい、粒形及び光沢をいう。

（4）水分—常圧加熱乾燥法のうち、105度乾燥法によるものをいう。

（5）被害粒—損傷を受けた粒（発芽粒、病害粒、くされ粒、虫害粒、傷もみ、砕粒等）をいう。

ただし、普通もみにあつては、損傷が軽微で玄米の品質及びもみすり歩合に影響を及ぼさない程度のもものを除く。

（6）着色粒—粒面の全部又は一部が着色した粒及び赤米をいう。ただし、とう精によつて除かれ、又は精米の品質及び精米歩合に著しい影響を及ぼさない程度のもものを除く。

（7）未熟粒—成熟していない粒をいう。

（8）異種穀粒—その種類のもみ（普通もちもみにあつては、もみ）を除いた他の穀粒をいう。

（9）異物—穀粒を除いた他のものをいう。

（10）発芽率—摂氏25度で14日間以内に発芽した正常発芽粒の供試した整粒等に対する粒数歩合をいう。

（11）整粒等—整粒、未熟粒及び被害粒（原形の2分の1以下の砕粒を除く。）をいう。

#### （2）玄米

##### ① 水稻うるち玄米

品位	最低限度		最高限度					
	整粒 (%)	形質	水分 (%)	被害粒、死米、着色粒、異種穀粒及び異物				
				計 (%)	死米 (%)	着色粒 (%)	異種穀粒 (%)	異物 (%)
ランク A	70	ランクA標準品	16.0	15	7	0.1	0.4	0.2
ランク B	60	ランクB標準品	16.0	20	10	0.3	0.8	0.4
ランク C	45	ランクC標準品	16.0	30	20	0.7	1.7	0.6
ランク D	ランクAからCまでのそれぞれの品位に適合しない玄米であつて、異種穀粒及び異物を50%以上混入していないもの							

② 水稻もち玄米

品位	最低限度		最高限度							
	整粒 (%)	形質	水分 (%)	被害粒、死米、着色粒、異種穀粒及び異物						
				計 (%)	死米 (%)	着色粒 (%)	異種穀粒			異物 (%)
もみ(%)	麦(%)	もみ及び 麦を除い たもの(%)								
ランク A	70	ランク A 標準品	16.0	15	7	0.1	0.3	0.1	0.3	0.2
ランク B	60	ランク B 標準品	16.0	20	10	0.3	0.5	0.3	0.5	0.4
ランク C	45	ランク C 標準品	16.0	30	20	0.7	1.0	0.7	1.0	0.6
ランク D	ランクAからCまでのそれぞれの品位に適合しない玄米であつて、異種穀粒及び異物を50%以上混入していないもの									

③ 醸造用玄米

品位	最低限度		最高限度						色
	整粒 (%)	形質	水分 (%)	被害粒、死米、着色粒、もみ及び異物					
				計 (%)	死米 (%)	着色粒 (%)	もみ (%)	異物 (%)	
ランク A	90	ランクA標準品	15.0	5	3	0.0	0.1	0.0	品種固有の色
ランク B	80	ランクB標準品	15.0	10	5	0.0	0.2	0.1	品種固有の色
ランク C	70	ランクC標準品	15.0	15	7	0.1	0.3	0.1	品種固有の色
ランク D	60	ランクD標準品	15.0	20	10	0.3	0.5	0.4	—
ランク E	45	ランクE標準品	15.0	30	20	0.7	1.0	0.6	—
ランク F	ランクAからEまでのそれぞれの品位に適合しない醸造用玄米であつて、もみ及び異物を50%以上混入していないもの								

(注) 1. 次の道県で生産された醸造用玄米に限り、その水分の最高限度は各ランクとも本表の数値にそれぞれ次の数値を加算したものとする。

北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形及び福島各道県 1. 0%

新潟、富山、石川、福井、鳥取、島根及び沖縄各県 0. 5%

2. もち玄米には、その種類以外の玄米が1等のものにあつては1%、2等のものにあつては2%、3等のものにあつては3%を超えて混入してはならない。
3. 玄米には異物として土砂、石、ガラス片、金属片及びプラスチック片が混入してはならない。
4. 醸造用玄米には、もみを除く異種穀粒及び異品種粒が混入してはならない。
5. 表中の語句の定義は、次のとおり。
  - (1) 整粒－被害粒、死米、未熟粒、異種穀粒及び異物を除いた粒をいう。
  - (2) 形質－皮部の厚薄、充実度、質の硬軟、粒ぞろい、粒形、光沢並びに肌ずれ、心白及び腹白の程度をいう。
  - (3) 水分－常圧加熱乾燥法のうち、105度乾燥法によるものをいう。
  - (4) 被害粒－損傷を受けた粒（発芽粒、病害粒、芽くされ粒、虫害粒、胴割粒、奇形粒、茶米、砕粒等）をいう。ただし、損傷が軽微で精米の品質及び精米歩合に影響を及ぼさない程度のものを除く。
  - (5) 死米－充実していない粉状質の粒（青死米及び白死米）をいう。
  - (6) 着色粒－粒面の全部又は一部が着色した粒及び赤米をいう。ただし、とう精によつて除かれ、又は精米の品質及び精米歩合に著しい影響を及ぼさない程度のものを除く。
  - (7) 未熟粒－死米を除いた成熟していない粒をいう。
  - (8) 異種穀粒－その種類の玄米（もち玄米にあつては、玄米）を除いた他の穀粒をいう。
  - (9) 異物－穀粒を除いた他のものをいう。

## 第9 地方農政局統計部等との連絡

都道府県連合会は、実測調査の方法等について地方農政局統計部等と連絡して、その指導協力を得るものとする。

### 附 則

- 1 この通知は、令和4年7月12日から施行する。
- 2 この通知による改正後の規定は、施行日から適用する。

書 類 様 式 目 録

書 類 名	様式番号	提 出 先	備 考
連合会平均単収差計算表 その1 (全相殺方式、半相殺方式)	例第1号の1		
連合会平均単収差計算表 その2 (全相殺方式、半相殺方式)	例第1号の2		
連合会平均単収差計算表 (品質方式)	例第1号の3		
水稲・陸稲実測調査野帳(手刈実測)(全相殺方式、半相殺方式)	例第2号の1		
麦損害評価実測調査野帳(全相殺方式、半相殺方式)	例第2号の2		
水稲実測調査野帳(コンバイン実測)(全相殺方式、半相殺方式)	例第2号の3		
連合会品位判定調査野帳(品質方式)	例第2号の4		
実測成績検討経過表(全相殺方式)	第3号の1	県庁、農林水産省	
実測成績検討経過表(半相殺方式)	第3号の2	県庁、農林水産省	
実測成績検討経過表(品質方式)	第3号の3	県庁、農林水産省	

連合会平均単収差計算表 その1

(全相殺方式、半相殺方式)

組合等名	共済目的	連合会抜取調査単位	階層名	面積又は筆数

	抜取筆数	組合等評価見込単収	連合会抜取調査	
			検見単収	実測単収
抜取調査	筆	kg	kg	
実測調査				kg

	検見単収修正係数	見込み単収の平均単収差		
		検見単収の修正	単収の合計の差	平均単収差
抜取調査	%	kg	kg	kg
実測調査				

(注意)

1. 本書は、組合等ごと、共済目的の種類ごと連合会抜取調査単位ごと及び階層区分ごとに作成すること。
2. 「連合会抜取調査単位」欄は、類区分及び引受方式の別を記入する。ただし、当該単位を「共済目的の種類ごと及び引受方式ごと」又は「共済目的の種類ごと」とした場合にあつては、水稻の二期作の1回目と2回目のものがあるとき、また飼料用米及びバイオ燃料用米とそれ以外の米を区分するときにあつてはそれぞれ別単位とし、その区分を記入する。

連合会平均単収差計算表 その2

(全相殺方式、半相殺方式)

組合等名	共済目的	連合会抜取調査単位

階層区分	階層名	面積	実測(単純)平均単収差	左の加重値	検見修正(単純)平均単収差	左の加重値
			kg	kg	kg	kg

(注意)

1. 本書は、組合等ごと、共済目的の種類ごと及び連合会抜取調査単位ごとに作成すること。
2. 階層区分別の数値を基に、組合等の実測平均単収差及び検見修正平均単収差の加重平均値を計算する場合に作成する。
3. 「連合会抜取調査単位」欄は、類区分及び引受方式の別を記入する。ただし、当該単位を「共済目的の種類ごと及び引受方式ごと」又は「共済目的の種類ごと」とした場合にあっては、水稻の二期作の1回目と2回目のものがある場合、また飼料用米及びバイオ燃料用米とそれ以外の米を区分する場合にあってはそれぞれ別単位とし、その区分を記入する。

様式例第1号の3

連合会平均単収差計算表（品質方式）

令和 年 月 日

都道府県連合会名		組合等名	
----------	--	------	--

連合会抜取調査単位		共済限度額割合	
-----------	--	---------	--

組合員等コード	組合員等氏名	耕地番号	地名地番	品種	組合等当初評価高 報告における単収 ①	抜取調査単収 ②	単収差 ③=②-①	平均単収差 ④= ③÷実測筆数
					kg	kg	/	/
計							kg	kg

(注意)

1. 本書は、組合等ごと、連合会抜取調査単位ごと及び共済限度額割合ごとに作成すること。
2. 「連合会抜取調査単位」欄は、類区分の別を記入する。

令和 年産水稻・陸稲実測調査野帳（手刈実測）

（全相殺方式、半相殺方式）

評 価 者	
-------	--

I 実測筆所在地

組合等名	損害評価地区		階層名	実測筆		組合員等住所氏名
	名称	通し番号		地名・地番	通し番号	

II 実測筆の検見

種類別	品種名	刈取月日	引受面積	基準単収	災害の種類	農家申告抜取調査 又は全筆調査月日	農家申告抜取調査 又は全筆調査単収	組合等評価 単収	連合会検見 単収
うるち も		月 日	a	kg		月 日	kg	( )kg	kg

III 刈取箇所及び栽植密度

刈取箇所	全畦数	スタート番号	間隔	栽植密度 畦巾 株間	1箇所目	2箇所目	3箇所目	計	平均 (1/30)(1/10)	単当換算係数 ①
					cm	cm	cm		cm	
										倍

IV 実測成績

未調製 生もみ重 ②	未調製 乾燥もみ重 ③	粗玄米重 ④	単当粗玄米重 ⑤=④×①	縦目ぶるい選			実測単収 ⑨=⑤×⑧	単当くず米重 ⑩=⑤-⑨
				ふるいにかけた 粗玄米重 ⑥	玄米重 (基準段以上)⑦	玄米重歩合 ⑧=⑦÷⑥×100		
g	g	g	kg	g	g	%	kg	kg

V 周辺検見

	損害評価地区		抜取筆		引受面積	基準単収	災害の種類	農家申告抜取調査 又は全筆調査単収	組合等評価単収	連合会検見単収
	名称	通し番号	地名・地番	通し番号						
第1筆					a	kg		kg	( )kg	kg
第2筆									( )	

- (注) 1 調査者は、調査当日現地調査に先立って、組合等の損害評価野帳から筆の所在地、組合員等氏名、引受面積、農家申告抜取調査又は全筆調査結果、その他必要事項を野帳に転記する。  
 なお、組合等評価単収は、農家申告抜取調査又は全筆調査単収を組合等の単当修正量で修正したものを記入すること（単当修正量は、組合等評価単収欄に（ ）書しておくこと。）。
- 2 種類別欄については、組合等において、該当する事項に○をつけること。
- 3 栽植密度欄の「栽植密度の畦巾及び株間の平均」には、正条植で11畦間及び11株間の3箇所を測定した場合は1/30とし、条播及び並木植で6畦間の2箇所を測定した場合は1/10とする。
- 4 飼料用米及びバイオ燃料用米については、「実測単収⑨=⑤×⑧」欄を「実測単収⑨=⑤」とし、⑥欄から⑧欄まで及び⑩欄については空欄とする。

令和 年産麦損害評価実測調査野帳

I 実測筆所在地

(全相殺方式、半相殺方式)

評価者

組合等名	損害評価地区		階層名	実測筆		地目別	組合員等住所氏名
	名称	通し番号		地名・地番	通し番号		
						田・畑	

II 実測筆の検見

麦の種類	品名	栽培方法	刈取月日	引受面積	基準単収	災害の種類	農家申告抜取調査 又は全筆調査月日	農家申告抜取調査 又は全筆調査単収	組合等 評価単収	連合会 検見単収
小麦、六条大麦、二条大麦、はだか麦			月 日	a	kg		月 日	kg	( )kg	kg

III 刈取箇所及び刈取畦長

刈取箇所	全畦数	スタート番号	間隔	畦巾	第1箇所目	第2箇所目	計	平均	刈取方法
	n	a	n/4		cm	cm		cm	
					cm	cm	cm	cm	摘穂・刈取り

IV 実測成績

生穂重 (未調製生麦重) ②	g	小・	粗麦重 ④	縦目ぶるい選		実測単収 ⑨=⑤×⑧
	g	6条・		ふるいにかけた粗麦重 ⑥		kg
乾燥穂重 (未調製乾燥全麦重) ③	g	2条・	単当粗麦重⑤=④×①	上麦重 ⑦		kg
単当換算係数 ①	倍	はだか麦	kg	上麦重歩合⑧=⑦÷⑥×100		%

V 周辺検見

	損害評価地区		抜取筆		引受面積	基準単収	災害の種類	農家申告抜取調査 又は全筆調査単収	組合等 評価単収	連合会 検見単収
	名称	通し番号	地名・地番	通し番号						
第1筆					a	kg		kg	( )kg	kg
第2筆									( )	

(注) 1 調査者は、調査当日、現地調査に先立って、組合等の損害評価野帳から筆の所在地、組合員等住所氏名、引受面積、農家申告抜取調査又は全筆調査結果その他必要な事項をこの野帳に転記する。なお、組合等評価単収は、農家申告抜取調査又は全筆調査単収を組合等の単当修正量で修正したものを記入する（単当修正量は、組合等評価単収欄に（ ）書しておくこと。）。

- IIの麦の種類欄は、該当する事項に○をつけること。
- 横がん木栽培の場合は、畦巾の欄に第1箇所目及び第3箇所目の床巾及び条巾を記入して平均を求める。その他の栽培方法については、これに準じて記入する。
- IVの上麦重⑦欄には、小麦は2.0mm目以上、6条大麦は1.8mm目以上、2条大麦は2.0mm目以上、はだか麦は1.7mm目以上の段に選別されたものの合計の重量を記入すること。

令和 年産水稻実測調査野帳（コンバイン実測）

（全相殺方式、半相殺方式）

評価者	
-----	--

I 実測筆所在地

組合等名	損害評価地区		階層名	実測筆			組合員等住所氏名
	名称	通し番号		地名・地番	確定測量面積	通し番号	
					a		

II 実測筆の検見

種類別	品名	刈取月日	引受面積	基準単収	災害の種類	農家申告採取調査又は全筆調査月日	農家申告採取調査又は全筆調査単収	組合等評価単収	連合会検見単収
うるちもち		月 日	a	kg		月 日	kg	( )kg	kg

III 袋の抽出及び測定

刈取り袋数			未調製全生もみ重（風袋込み）											風袋総重量	未調製全生もみ重					
整袋数 ①	端袋数 ②	総袋数 ③ = ① + ②	抽出袋の重量(kg)									平均重量 ⑤ = ④ ÷ 抽出袋数	整袋総重量 ⑥ = ⑤ × ①	端袋総重量			総重量 ⑧ = ⑥ + ⑦	⑨ = 風袋1袋当たり重量 × ③	⑩ = ⑧ - ⑨	
			1	2	3	4	5	6	7	8	9			計 ④	1	2				3
袋	袋	袋											kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg

IV 実測成績

単当未調製生もみ重 ⑪ = (⑩ ÷ 引受面積) × 10	未調製生もみ重 ⑫	未調製乾燥もみ重 ⑬	粗玄米重 ⑭	粗玄米重歩合 ⑮ = ⑭ ÷ ⑫	縦目ぶるい選			実測単収 ⑰ = ⑪ × ⑮ × ⑱
kg	g	g	g	%	ふるいにかけた粗玄米重⑯	玄米重(基準段以上)⑰	玄米重歩合⑱ = ⑰ ÷ ⑯	kg
					g	g	%	kg

V 周辺検見

	損害評価地区		採取筆		引受面積	基準単収	災害の種類	農家申告採取調査又は全筆調査単収	組合等評価単収	連合会検見単収
	名称	通し番号	地名・地番	通し番号						
第1筆					a	kg		kg	( )kg	kg
第2筆									( )	

- (注) 1 調査者は、調査当日現地調査に先立って、組合等の損害評価野帳から筆の所在地、耕作者氏名、引受面積、農家申告採取調査又は全筆調査結果、その他必要事項を野帳に転記する。
- 2 種類別欄については、組合等において、該当する事項に○をつけること。
- 3 組合等評価単収は、農家申告採取調査又は全筆調査単収を組合等の単当修正量で修正したものを記入すること（単当修正量は、組合等評価単収欄に( )書きしておくこと。）。
- 4 抽出袋は、整袋の中から任意系統的に9袋（ただし、整袋が9袋以下の場合は、全袋）を抽出する。
- 5 端袋は、その全てを計量する。
- 6 飼料用米及びバイオ燃料用米については、「実測単収⑰ = ⑪ × ⑮ × ⑱」欄を「実測単収⑰ = ⑪ × ⑮」とし、⑯欄から⑱欄までは空欄とする。

様式例第2号の4

連合会品位判定調査野帳（品質方式）

令和 年 月 日

都道府県連合会名	組合等名	損害評価地区
共済限度額割合	組合員等コード	組合員等氏名

耕地番号	分筆番号	地名地番	品種	水稻の種類	整粒	形質	水分	被害粒等計	死米	着色粒	もみ

上の表の続き

麦	もみ及び麦を除いた異種穀粒	異物	色	発芽率	組合等の品位判定結果	都道府県連合会の品位判定結果

- (注) 1 「水稻の種類」欄には、「種子水稻もみ」、「水稻うるち玄米」、「水稻もち玄米」又は「醸造用玄米」のいずれかを記入すること。  
 2 「水稻うるち玄米」については、「被害粒等計」欄の「もみ及び麦を除いた異種穀粒」に異種穀粒の合計値を記入すること。  
 3 水稻の種類ごとに不要な項目の欄には「-」を記入すること。  
 4 飼料用米については出荷に当たり農産物検査法に基づく農産物検査を受検しない場合は作成する必要はない。また、バイオ燃料用米については作成する必要はない。

令和 年産 実測成績検討経過表

(全相殺方式)

共済目的	連合会抜取調査単位
------	-----------

令和 年 月 日  
 県(都道府) 農業共済組合連合会

組合等名	合併区分	階層区分	組合等当初評価				実測調査		検見調査		単当修正量案	単当修正量による損害高						
			被害組合員等数	引受面積	全筆調査耕地面積	共済減収量	筆数	平均単収	筆数	検見修正平均単収差		単当修正量	被害組合員等数	引受面積	全筆調査耕地面積	共済減収量		
			戸	a	a	kg	筆	kg	筆	kg	kg		戸	a	a	kg		
合計(又は加重平均)																		

3部(控、県、農林水産省)

- (注) 1 本書は、共済目的の種類ごと及び連合会抜取調査単位ごとに作成すること。  
 2 「連合会抜取調査単位」欄は、類区分及び引受方式の別を記入する。ただし、当該単位を「共済目的の種類ごと及び引受方式ごと」又は「共済目的の種類ごと」とした場合にあっては、水稻の二期作の1回目と2回目のものがあるとき、また飼料用米及びバイオ燃料用米とそれ以外の米を区分するときにはそれぞれ別単位とし、その区分を記入する。  
 3 連合会当初評価高報告書に添付して報告すること。  
 4 「実測筆数」欄は、連合会抜取調査単位ごとに全て同じ筆数を記入すること。

令和 年産 実測成績検討経過表  
(半相殺方式)

共済目的		連合会抜取調査単位	
------	--	-----------	--

令和 年 月 日  
県(都道府)農業共済組合連合会

組合等名	合併区分	階層区分	組合等当初評価高				実測調査		検見調査		単当修正量案 kg	単当修正量 kg	単当修正量による損害高		
			被害組合員等数 戸	被害面積 a	左のうち皆無、移植(発芽)不能、転作等を除く面積 a	共済減収量 kg	筆数 筆	平均単収差 kg	筆数 筆	検見修正平均単収差 kg			被害組合員等数 戸	被害面積 a	共済減収量 kg
合		計													

3部(控、県、農林水産省)

- (注) 1 本書は、共済目的の種類ごと及び連合会抜取調査単位ごとに作成すること。  
 2 「連合会抜取調査単位」欄は、類区分及び引受方式の別を記入する。ただし、当該単位を「共済目的の種類ごと及び引受方式ごと」又は「共済目的の種類ごと」とした場合にあっては、水稻の二期作の1回目と2回目のものがあるとき、また飼料用米及びバイオ燃料用米とそれ以外の米を区分するときにはそれぞれ別単位とし、その区分を記入する。  
 3 連合会当初評価高報告書に添付して報告すること。  
 4 「実測筆数」欄は、連合会抜取調査単位ごとに全て同じ筆数を記入すること。

令和 年産 実測成績検討経過表（品質方式）

令和 年 月 日  
 県（都道府）農業共済組合連合会

連合会抜取調査単位

組合等名	合併区分	階層区分	組合等当初評価高				実測調査			単当修正量案	左の加重	単当修正量	単当修正量による損害高				
			被害組等 被合員数	引受面積	全筆調地 全査耕地面積	収穫量	筆数	平均 単収	左の加重				被害組等 被合員数	引受面積	全筆調地 全査耕地面積	収穫量	
合計 (又は加重平均)																	

組合等名	合併区分	出荷規格	組合等当初評価高 (実測調査分)	連合会当初評価高 (実測調査分)
		1等		
		2等		
		3等		
		規格外計		
		1等		
		2等		
		3等		
		規格外計		
		1等		
		2等		
		3等		
		規格外計		
合計		1等		
		2等		
		3等		
		規格外計		

(注) 実測の方法により現地評価を行った結果から損害高を取りまとめた場合にあつては、本様式により実測成績検討経過を集計すること。